

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた大学・専門学校等の学生の支援に関する要請

立 憲 民 主 党
国 民 民 主 党
社会保障を立て直す国民会議
無 所 属 フ ォ 一 ラ ム
社 会 民 主 党

政府は以下の事項に関し、特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 学費等支援について

- (ア) 学生自身もその家族も感染症による経済的な影響を大きく受け、学生本人の生活費不足や実家等の仕送り減など、学費納付等に困難を生じているケースが多発している。学生が行ったアンケートによると、13人に1人が退学を検討しているという状況が明らかになっている。国は大学等に対し、納付期限が迫る大学等の学費について、減額免除・期限延期・延納・分納を含めた柔軟な対応をするよう指導助言すること。
- (イ) 大学施設等への立ち入りが禁止され、各種施設・サービスの業務停止が決定されたことにより、本来なら学生に与えられるはずの学習・研究機会が奪われている上に、これらの措置は長期化の恐れもある。にもかかわらず大学等の学費がこれらの事情を踏まえず学生に請求されるケースが相次いでいる。学業環境が確保されておらず、なおかつ家計急変している状況の学生に対し学費等が請求されないように国が指導・助言し、独自の授業料減免等の学生支援を行う大学等には国立大学運営費交付金・私学助成を増額するなどによって国が支援すること。

2. 奨学金の適用拡大について

- (ア) 感染拡大による家計急変で苦しむ学生には高等教育修学支援新制度や貸与型奨学金による対応を国は推奨しているが、新制度は支援対象が限られるうえに対象となっても支援金額は限定的な人がほとんどである。貸与型奨学金では新たな借金が増えるだけで実質的な支援にならない。以上を踏まえ、日本学生支援機構による家計急変時の給付型奨学金・授業料減免の適用範囲を拡大して学生を支えること。

- (イ) 現時点では予約奨学金の申請に当たって 2019 年度の所得での判断となっている。今回の新型コロナウイルスの影響によるものも含め、家計

急変時の申込みでは現時点での推計所得で判断されている。予約奨学金についても家計急変世帯と同様の対応になるよう改善すること。

(ウ) JASSO 災害支援金は新型コロナウイルス感染拡大の影響で外国留学から帰って来た日本人留学生を支援することになったが、災害に匹敵する感染拡大状況にかんがみ、国内で新型コロナウイルスの影響を受けた学生も JASSO 災害支援金の対象にすること。また対象拡大に対応できるよう、国が別途財政措置を講じること。

3. アルバイトを失った学生について

(ア) 政府による自粛要請によってアルバイト先を失い生活費等に苦しむ学生に対し、政府として一定の休業補償を責任もってすること。

(イ) 政府による各種自粛要請によってアルバイト先を失い生活費等に苦しむ学生に対する支援として示された「雇用調整助成金」「緊急小口融資制度」が確実に本人に届くよう配慮すること。またその手続き及び支給を迅速化すること。

(ウ) 持続化給付金の対象に学生を加え、速やかにその支給を行うこと。

(エ) 住居確保給付金について、失業や転職といった要件が外され対象拡大が図られているところであるが、学生はその対象に入っていない。学生も対象に加え、速やかに給付を行うこと。

4. 実習等カリキュラムへの配慮について

(ア) 大学等において介護等実習や教育実習等の実務的な実習を必須としている場合、現在の感染防止優先で各自粛要請が行われている状況では必要な実習を行うことができない学生が多く存在する。介護現場等で無理に実習を強行すれば感染リスクは増大する。これらの実習を前提とする単位認定について、大学の裁量を最大限認めるなど弾力的に対応すること。教育実習については、教員免許の認定要件を臨時的に緩和すると共に、実施時期や方法を弾力的に変更し、その周知を徹底するよう、各都道府県・政令指定都市に促すこと。

(イ) 大学等の施設の閉鎖・使用禁止中に履修できなかったカリキュラムの補習や単位・成績の取り扱い等についても弾力的な対応をするよう国が大学等に指導・助言すべきである。特に芸術系・スポーツ系等の実習が主となる大学についても単位認定等に特段の配慮をすること。

5. オンライン授業の実施について

(ア) オンライン授業の実施に伴い、受講に必要なインターネット通信環境の整備費用を学生が負担することを強いられる事例も生まれている。多くの学生が一度に利用することでサーバーダウンした大学の事例も報告されている。各学校がオンライン授業を行うための環境整備について

特段の支援を行うべきである。またオンライン授業の内容がまちまちの状況もあり、国から一定のガイドラインを示すなど、オンライン授業の教育効果の確保についても取り組むこと。

(イ) 通信環境の確保について、4月3日の総務省要請後に各通信事業者が通信容量の上限アップ（各10～50GB）やテザリングの上限をなくすなどの取り組みを始めている。しかし、対象を25歳以下の利用者と限定しており、大学や大学院に存在する25歳以上の学生がその対象から漏れている現実がある。年齢のみで区切るのではなく、学生すべてを救済できるよう事業者に促すこと。またいわゆる「格安スマホ」の利用者に先述の上限アップが適用されない例があることから別途対策を講じること。

6. 家庭事情を抱える学生支援について

(ア) 事情を抱えて家に居場所がない学生が一定存在する状況がある。そうした学生に対してもホテル等の待機場所を支援すること。

7. 日本人留学生支援について

(ア) 留学途中で帰国せざるを得なかった日本人留学生が予定以上の経済的負担を被る場合について、国として一定の補償をすべきである。合わせて今年度留学を計画していた学生が引き続き大学等に在学し留学を希望する場合、追加される在学期間の学費等を国として補完する仕組みを検討すること。

8. 外国人留学生支援について

(ア) 現在、日本に留学している外国人留学生で国際便の欠航等で帰国不可能などにより苦境に陥っている学生がいる。生活費の足しであるアルバイトもできない状況で経済的にも困難を極め、命の危険すら生じている。立場の弱い外国人留学生にも日本人学生と同程度の支援を早急に行うこと。また、どのような支援の対象かをわかりやすく外国人留学生本人に対して通知を行うよう各大学等に徹底すること。

9. 学生の心と身体のケアについて

(ア) 生活が困窮したり帰省できないなど新型コロナウイルスによる様々な影響を受けた学生のメンタルケアや健康に関する相談窓口体制を強化するよう、国から各大学等に要請すること。

10. 財政支援について

(ア) 上記1～9の支援を十二分に行えるよう、必要な予算について国で措置して大学等を支えること。

以上